

新居浜市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

新居浜市教育委員会

## 目次

- 1 計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・ 4
- 6 関連する取組、今後のフォローアップについて・・ 7

## 1 計画策定の趣旨・現状

### (1) 計画の趣旨

令和7年9月26日付けで示された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正」に伴い、教育職員の業務量の適切な管理及び健康確保を図ることが求められている。

本市においても、教育の質の向上と教育職員一人一人が心身ともに健康で働き続けられる職場環境の実現を目指し、学校・市教育委員会が一体となって働き方改革を推進するため、本計画を策定する。

### (2) 本市の現状

#### 【校種別 時間外在校等時間の状況】（令和6年度）

	月平均	～45 h 未満	45～80 h 未満	80 h ～
小学校	51.1 h	40.6%	46.0%	13.4%
中学校	59.8 h	33.6%	40.6%	25.8%

時間外在校等時間が月45時間を超える教育職員の割合は、小学校で約60%、中学校で約66%に上り、月80時間を超える者も相当数存在している。その要因として、生徒指導や保護者対応、教材研究、部活動指導などの業務負担の大きさが挙げられる。今後は、業務改善の徹底や部活動の地域展開の促進を図り、教育職員の時間的余裕を創出するとともに、子どもと向き合う時間を確保していくことが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間以下の教育職員の割合を100%以下にする。

- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を前年度より減少させる。  
※いずれも、毎月の勤務時間調査により結果を判断する。

## (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下にする。  
※毎年実施する教育職員のストレスチェックの結果より判断する。  
令和5年度 11.6% 令和6年度 9.9% 令和7年度 10.1%
- ・ 心身ともに健康で、誇りややりがいを持って教育活動を行う教育職員の割合を前年度より増加する。  
※「学校における働き方改革に関する意識調査（愛媛大学教職大学院）」の結果より判断する。

## 3 計画の期間

令和8年度から令和11年度までとする。（ただし、毎年、目標数値等の見直しを行う。）

## 4 基本方針

- (1) 教育の質を維持・向上させながら、教育職員の業務負担を軽減する。
- (2) 学校全体で業務を分担・共有する「チーム学校」の体制を強化する。
- (3) 勤務時間の適正化と意識改革を進め、持続可能な学校運営を実現する。

## 5 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- (1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
  - ア 学校以外が担うべき業務
    - 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
      - ・ 学校運営協議会などを通じて、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。
    - 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

・給食費等の学校徴収金については、市教育委員会と学校が連携を図り、仕組みやシステムの構築に取り組む。

○ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

イ 教師以外が積極的参画すべき業務

○ 調査・統計等への回答

・校務支援システムの機能等を活用することによって、市教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る業務負担を軽減する。

○ 部活動

・休日の部活動については令和10年度末までに、平日の部活動については令和13年度末までに、すべての部活動の地域展開を実現する。

・市内中学校への部活動指導員の配置を進め、指導体制の充実と顧問教員の負担軽減を図る。

○ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

○ 授業準備、学習評価や成績処理

・ICT支援員と連携し、校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、教材の印刷、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

○ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応

・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等外部人材の活用を推進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

・障がいや発達に課題のある子どもが豊かな学校生活を過ごすことができ、インクルーシブ教育を充実するため、発達支援センターとの連携推進や学校生活介助員、学校支援員等をより適正に配置することで、教員が児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな指導や支援に注力できるようにする。

(2) 3分類の項目以外の取組

○ 小学校就学援助費・中学校就学援助費（学用品費等）

・校納金口座振替システムの導入等に向けて協議を重ね、口座振込等の学校会計事務における学校の負担軽減につなげている。

○ 生きた英語教育推進事業

・ALT や英語指導員を学校に派遣し、外国語の授業を支援することで、英語の発音や英会話の場面設定などにおける教員の負担を軽減するとともに、授業の質の向上につなげる。

○ 学校図書館支援事業

・学校図書館支援センターから学校司書を各学校に派遣し、教員と連携して学校図書館の整備、調べ学習や図書資料を活用した授業支援を行う。

○ 中学校サポートルーム設置事業・中学校サポートルーム活用事業  
小学校サポートルーム活用事業

・自教室に入室することができない児童生徒を支援するための校内サポートルームに、学習支援や相談対応などの業務を補助する支援員を配置することで学級担任や生徒指導主事などの教員の負担軽減を図り、教員が他の生徒への指導や教材研究等に注力できるようにする。

(3) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制を見直しを行う。

・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定にするなど、日課表の点検・工夫を行う。

- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を導入し、業務改善の推進を図る。

#### (4) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に対して校長等による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の分析結果等を活用して職場改善を推進する。
- ・教職員がリフレッシュすることを目的に、長期休業期間中に5日以内の学校閉庁日を設定する。
- ・早出遅出勤務制度、長期休業期間中のテレワークの導入について検討を行う。

## 6 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るために、各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例の教育委員会において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標についてはストレスチェック等の結果から把握する。

・市教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、市教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営委員会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

・保護者、地域の理解を促進するために、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、協力を得られるよう取り組む。